



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年4月16日火曜日 第3069号

◇ 目 次 ◇ 告 示

県税の収納事務の委託.....（税務課）... 317
 落札者等の告示.....（情報政策課）... 317
 指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）... 318
 指定自立支援医療機関の所在地の変更.....（ " ）... 318
 登録研修機関の登録.....（障がい福祉課）... 318
 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）.....（森林整備課）... 319
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）... 319
 指定居宅サービス事業の廃止.....（東予地方局地域福祉課）... 319
 指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）... 320
 介護医療院の開設の許可.....（ " ）... 320
 道路の区域変更（一般国道317号）.....（東予地方局今治土木事務所）... 320
 建設業者の許可の取消し.....（中予地方局管理課）... 320
 土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 321
 土地改良区連合役員の就退任の届出（3件）.....（ " ）... 323
 道路の供用開始（県道佐田岬三崎線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 324

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....（警察本部交通規制課）... 324

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）... 324
 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 325
 政治団体の解散の届出.....（ " ）... 325
 資金管理団体でなくなった旨の届出.....（ " ）... 326
 政治団体の収支報告書の要旨の公表（2件）.....（ " ）... 326

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第320号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、県税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成31年4月16日

愛媛県知事 中村時広

受 託 者		委託した事務の範囲及び内容	委 託 期 間
名 称	主たる事務所の所在地		
ピリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	Pay B決済サービスを利用した徴収金の収納事務	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	ヤフーアプリ（ヤフーウォレット）決済サービスを利用した徴収金の収納事務	同上
LINE Pay株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号	LINE Pay決済サービスを利用した徴収金の収納事務	同上

○愛媛県告示第321号

次のとおり落札者を決定した。

平成31年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務一式	愛媛県企画振興部 政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成31年3月26日	フェイス・ソリューション・テクノロジー株式会社松山支店 松山市南江戸二丁目9番17号せとかんビル3F	37,584,000円	一般競争入札	平成31年2月12日

○愛媛県告示第322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成31年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
駅前タネダ薬局	四国中央市三島中央3丁目6-4	種田 由美子	精神通院医療（薬局）	平成31年2月7日
レディ薬局三島金子店	四国中央市三島金子二丁目9番55号	株式会社レディ薬局	精神通院医療（薬局）	平成31年3月21日
たに脳神経外科・内科・ものわすれクリニック	新居浜市郷2丁目1-10	谷 到	精神通院医療	平成31年4月1日
ゆき薬局	松山市大手町一丁目4番地1 1階	株式会社Yuki&co.	精神通院医療（薬局）	平成31年4月1日
フロンティア薬局新田町店	新居浜市新田町二丁目2番9号	株式会社フロンティア	精神通院医療（薬局）	平成31年4月1日
エンジェル薬局宮川店	四国中央市三島宮川四丁目4番9号	有限会社エンジェルファミリー	精神通院医療（薬局）	平成31年4月1日
エンジェル薬局川之江井地店	四国中央市川之江町331番地1	有限会社エンジェルファミリー	精神通院医療（薬局）	平成31年4月1日
しんぐう薬局	四国中央市新宮町新宮50	有限会社エンジェルファミリー	精神通院医療（薬局）	平成31年4月1日
いずみ薬局	今治市末広町一丁目6番地22	株式会社アルティザン	精神通院医療（薬局）	平成31年4月1日

○愛媛県告示第323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成31年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社翔	北宇和郡鬼北町大字吉波455番地	希望の風訪問看護ステーション	北宇和郡鬼北町大字吉波455番地	精神通院医療	平成31年4月1日

○愛媛県告示第324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成31年4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
訪問看護ステーションまめ	松山市竹原四丁目7番28号T-CUBE A号	松山市清水町二丁目21番地3 渡部マンション2階	平成30年8月21日

○愛媛県告示第325号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により、次のとおり登録研修機関の登録をした。

平成31年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録を受けた者	かくだん 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所		登録年月日	かくだん 喀痰吸引等研修の課程
	名 称	所 在 地		
医療法人ゆうの森	医療法人ゆうの森 んぼほクリニック	愛媛県松山市別府町44 4-1	平成31年 4月 1日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号） 別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の現地研修

○愛媛県告示第326号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西条市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第327号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源^{かん}の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第328号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成31年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成31年2月1日	福祉用具貸与
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成31年2月1日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第330号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成31年2月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社東京ネバーランドえひめ	ファイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成31年2月1日	特定介護予防福祉用具販売

○愛媛県告示第331号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

平成31年 4月16日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

介護医療院の開設者の 名称又は氏名	介護医療院		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人厚仁会	波方中央病院 介護医療院	愛媛県今治市波方町樋口甲1683番地1	平成31年2月1日	介護医療院

○愛媛県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	317号	今治市玉川町龍岡上字ヒエ田道上甲251番1地先から 同字甲248番1地先まで	旧	メートル 10.3～19.7	キロメートル 0.094	
		今治市玉川町龍岡上字ヒエ田道上甲251番1から 同字甲248番1まで	新	12.0～24.8	0.094	

○愛媛県告示第333号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成31年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般-28）第12614号	平成29年3月30日	K A T O H 技 研	加藤 忠	伊予郡砥部町宮内2252-6	平成31年3月6日	管工事業	建設業の廃止

(般-29)第17029号	平成29年 6月15日	フォース(株)	森岡 秀男	松山市福音寺町541-9	平成31年 3月6日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-29)第17892号	平成29年 4月17日	和田空調サービス	和田 久	松山市清住2-1176-5	平成31年 3月7日	管工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-25)第16458号	平成26年 3月18日	(有)ラムサ・A B E	阿部 荒喜	東温市南方2260-4	平成31年 3月11日	管工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-29)第13689号	平成29年 4月8日	水口建設	水口 定敏	伊予市米湊1611-8	平成31年 3月14日	建築工事業	建設業の廃止
(般-26)第16468号	平成26年 4月9日	(有)ふげんトータルサービ ス	日下 博文	松山市平田町2-1	平成31年 3月28日	内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-27)第10043号	平成28年 1月13日	(株)池原工業	池原 明美	松山市平井町3588	平成31年 3月27日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-26)第17302号	平成26年 4月24日	興國コンクリート(株)	菊野 先一	松山市大手町1-8-8	平成31年 3月29日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-29)第8440号	平成29年 9月14日	松本建設	松本 光美	松山市西垣生町397-24	平成31年 3月29日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第334号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙波 信 雄	松山市平井町2981
"	仙波 隆 一	松山市平井町3031-1
"	三上 正 人	松山市平井町1542
"	豊田 哲 夫	松山市平井町2480
"	仙波 正 幸	松山市平井町1033
"	大野 輝 男	松山市平井町1028-2
"	高市 祐 一	松山市平井町1048
"	重信 卓 夫	松山市平井町甲360
"	森本 政 義	松山市平井町550
"	河本 和 憲	松山市平井町668-1
"	高市 浩 之	松山市平井町1987-1
"	和田 賢 治	松山市平井町2151-3
監 事	和田 映 久	松山市平井町1920
"	河本 保 博	松山市平井町724-3
"	重信 壽 志	松山市平井町252-3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重信 良 吉	松山市平井町295
"	仙波 隆 一	松山市平井町3031-1
"	仙波 信 雄	松山市平井町2981
"	三上 正 人	松山市平井町1542
"	大野 輝 男	松山市平井町1028-2
"	仙波 正 幸	松山市平井町1033
"	高市 清	松山市平井町1665-2
"	豊田 哲 夫	松山市平井町2480
"	森本 政 義	松山市平井町550

"	河本 和 憲	松山市平井町668-1
"	高市 浩 之	松山市平井町1987-1
"	堀川 正	松山市平井町2139-2
監 事	松澤 擴	松山市平井町2507-1
"	野中 茂	松山市北梅本町722
"	武智 喜代徳	松山市平井町1545

○愛媛県告示第335号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秀野 隆 昭	松山市久保田町369
"	池内 考 重	松山市久保田町81-8
"	沼野 眞 典	松山市久保田町365
"	佐可野 実	松山市久保田町7-2
"	秀野 孝 治	松山市久保田町114-3
"	小原 博 政	松山市久保田町331-1
監 事	秀野 雄 二	松山市久保田町112-1
"	小川 豊	松山市久保田町9-4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秀野 隆 昭	松山市久保田町369
"	池内 考 重	松山市久保田町81-8
"	小原 博 政	松山市久保田町331-1
"	小川 邦 弘	松山市久保田町111-1
"	沼野 眞 典	松山市久保田町365
"	嶋谷 丈 夫	松山市久保田町341-2
監 事	小川 豊	松山市久保田町9-4
"	秀野 雄 二	松山市久保田町112-1

○愛媛県告示第336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市富久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井 洋 一	松山市富久町315
"	竹 内 正	松山市富久町302 - 1
"	川 口 博 幸	松山市富久町317
"	玉乃井 晃	松山市富久町225
"	高 橋 清	松山市富久町338
"	須 山 浩 光	松山市富久町319
監 事	玉乃井 和 利	松山市富久町223
"	玉 井 紀 夫	松山市富久町467

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉乃井 洋 一	松山市富久町315
"	玉 井 紀 夫	松山市富久町467
"	川 口 哲 夫	松山市富久町93 - 4
"	玉乃井 晃	松山市富久町225
"	須 山 浩 光	松山市富久町319
"	高 橋 清	松山市富久町338
監 事	川 口 博 幸	松山市富久町317
"	玉乃井 和 利	松山市富久町223

○愛媛県告示第337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 松 康 夫	松山市東長戸三丁目 7 - 37
"	永 田 時 雄	松山市東長戸二丁目11 - 23
"	高 松 壽 幸	松山市東長戸三丁目11 - 46
"	岡 本 昌 人	松山市東長戸二丁目 9 - 36
"	門 屋 昌 泰	松山市東長戸三丁目 2 - 15
"	永 田 博 道	松山市東長戸二丁目10 - 5
"	高 松 宏	松山市東長戸三丁目 9 - 21
監 事	五百木 公 紀	松山市東長戸三丁目 2 - 1
"	安 田 稔	松山市東長戸二丁目10 - 24
"	高 橋 賢 三	松山市東長戸三丁目 9 - 18

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 昌 人	松山市東長戸二丁目 9 - 36
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目 1 - 5
"	高 松 宏	松山市東長戸三丁目 9 - 21
"	高 松 康 夫	松山市東長戸三丁目 7 - 37
"	永 田 博 道	松山市東長戸二丁目10 - 5
"	安 田 裕 喜	松山市東長戸三丁目 2 - 5
監 事	五百木 公 紀	松山市東長戸三丁目 2 - 1
"	安 田 稔	松山市東長戸二丁目10 - 24
"	永 田 時 雄	松山市東長戸三丁目 9 - 18

○愛媛県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市勝岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	植 木 喜代春	松山市勝岡町2558
"	原 運 久	松山市勝岡町2535
"	岡 本 邦 久	松山市勝岡町2511
"	大 野 信 良	松山市勝岡町1288 - 4
"	柳 原 浩 志	松山市勝岡町2573 - 1
"	大 野 信 哉	松山市勝岡町1287
監 事	大 野 勝 利	松山市勝岡町1268 - 2
"	植 田 輝 久	松山市勝岡町1092

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	植 木 駒 夫	松山市勝岡町2558
"	柳 原 計 介	松山市勝岡町2573 - 1
"	大 野 勝 利	松山市勝岡町1268 - 2
"	岡 本 邦 久	松山市勝岡町2511
"	大 野 信 良	松山市勝岡町1288 - 4
"	大 野 信 哉	松山市勝岡町1287
監 事	植 田 允 子	松山市勝岡町1092
"	原 運 久	松山市勝岡町2535

○愛媛県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	渡部 東 吾	東温市南方2482番地
"	加藤 章	東温市樋口244番地
"	池川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
"	家久 英雄	松山市南梅本町756番地
"	河本 兼 弘	松山市南高井町851番地
"	北村 健 市	松山市天山一丁目 7 番10号
"	仙波 正 彦	松山市北久米町441番地
"	白石 決	松山市枝松一丁目 8 番 3 号
"	廣本 在 久	松山市東野二丁目11番37号
"	梅岡 伸一郎	松山市上市二丁目 4 番27号
"	西山 昭 広	松山市祝谷町一丁目 6 番23号
"	友澤 光 則	松山市小栗五丁目 9 番20号
"	横田 祐 享	松山市山西町540番地
"	藤村 恒 味	松山市西垣生町1064番地 2
"	松岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番21号
"	植杉 房 夫	東温市下林甲2466番地
"	藤岡 正 勝	松山市上野町甲70番地
"	佐伯 和 雄	伊予郡松前町大字鶴吉343番地
"	木村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地 2
"	相原 茂	伊予郡砥部町拾町203番地
"	城石 好 博	伊予市下三谷1561番地 1
"	稲石 好 廣	伊予市上吾川1089番地 4
"	野志 克 仁	松山市安城寺町155番地 8
"	武智 邦 典	伊予市宮下1830番地
"	岡本 靖	伊予郡松前町大字北川原728番地 3
"	佐川 秀 紀	伊予郡砥部町万年610番地
"	白石 勝 也	伊予郡松前町大字南黒田606番地
"	田所 竜 二	松山市西長戸町333番地 5
監事	大北 吉 直	東温市牛淵574番地
"	永田 哲	松山市水泥町1111番地
"	筒井 隆 夫	伊予市宮下86番地の 2
"	高魚 貞 利	松山市北井門一丁目 4 番 5 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	松本 康 良	東温市北方633番地
"	加藤 章	東温市樋口244番地
"	大北 吉 直	東温市牛淵574番地
"	重信 良 吉	松山市平井町295番地
"	森田 光 一	松山市森松町859番地
"	清水 潔	松山市東石井六丁目15番 2 号
"	仙波 正 彦	松山市北久米町441番地
"	白石 決	松山市枝松一丁目 8 番 3 号
"	廣本 在 久	松山市東野二丁目11番37号
"	梅岡 伸一郎	松山市上市二丁目 4 番27号
"	西山 昭 広	松山市祝谷町一丁目 6 番23号
"	友澤 道 滋	松山市小栗五丁目 6 番15号
"	横田 祐 享	松山市山西町540番地
"	土屋 孝 雄	松山市東垣生町516番地
"	松岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番21号
"	植杉 房 夫	東温市下林甲2466番地
"	藤岡 正 勝	松山市上野町甲70番地

"	渡部 伸	伊予郡松前町大字徳丸636番地
"	木村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地 2
"	柳田 勇	伊予郡砥部町麻生229番地
"	小笠原 道 夫	伊予市上三谷2235番地
"	金田 伊 織	伊予市稲荷1318番地
"	野志 克 仁	松山市安城寺町155番地 8
"	武智 邦 典	伊予市宮下1830番地
"	岡本 靖	伊予郡松前町大字北川原728番地 3
"	佐川 秀 紀	伊予郡砥部町万年610番地
"	和田 治 樹	東温市樋口547番地
"	田所 竜 二	松山市西長戸町333番地 5
監事	寺田 利 重	東温市松瀬川1477番地
"	永田 哲	松山市水泥町1111番地
"	山下 武	伊予市八倉670番地
"	山川 潔	松山市平井町3157番地180

○愛媛県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	日和佐 直	西条市大野266番地 1

○愛媛県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	佐伯 優	東温市北方2706番地

○愛媛県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸 朗

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	和田 治 樹	東温市樋口547番地
"	大北 吉 直	東温市牛淵574番地

"	小笠原 通 夫	伊予市上三谷2235番地
---	---------	--------------

○愛媛県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年 4月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野2584番2地先から 同町正野2556番1地先まで	平成31年 4月16日
"	"	西宇和郡伊方町正野2454番から 同町正野2460番まで	"

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 4月16日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第9条の2関係）			別表第2（第9条の2関係）		
番号	路 線 名	区 間	番号	路 線 名	区 間
1～38 省略			1～38 省略		
38の2	県道伊予松山港 線	松山市南吉田町380番8地先から 同町12番7地先まで			
39～122 省略			39～122 省略		

附 則

この規則は、平成31年 5月 1日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
白川誉と新居浜市の新たなまちづくりを考える会	白 川 誉	半 田 英 里	新居浜市新田町一丁目 8 - 25	平成31年 3月 1日

中野たいせいと歩む会後援会	篠崎 純子	向井 裕美	松山市湯の山五丁目2 - 7	平成31年 3月 1日
愛媛県子ども・保育政治連盟	横田 暢洋	中村 保子	松山市土居田町670 - 1	平成31年 3月 8日
愛媛県保育推進連盟	横田 暢洋	中村 保子	松山市土居田町670 - 1	平成31年 3月 8日

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党愛媛県自動車整備支部	日野 利一	会 計 責 任 者	大西 周一	田 中 文 明	平成30年 6月 8日
自由民主党愛媛県参議院選挙区第二支部	富永 幸伸	主たる事務所の所在地	松山市一番町一丁目14 - 10	松山市竹原二丁目2 - 18	平成31年 3月15日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
愛媛県自動車整備政治連盟	日野 利一	会 計 責 任 者	大西 周一	田 中 文 明	平成30年 6月 8日
伊予鉄道労働組合交通政策研究会	鷓 籠 直 樹	会 計 責 任 者	稲石 健	宮 崎 司	平成30年 8月31日
愛媛県鍼灸マッサージ師政治連盟	浦 川 武 之	主たる事務所の所在地	松山市南斎院町951 - 11	八幡浜市保内町宮内一番耕地284 - 1	平成30年12月 2日
		代 表 者	浦 川 武 之	松 川 隆	
えひめ民社協会伊予総支部	田 中 周 作	会 計 責 任 者	兵頭 宏輔	細 川 哲 治	平成31年 1月 1日
矢野なおよし後援会	矢 野 尚 良	主たる事務所の所在地	松山市土居町952 - 2	松山市土居町952 - 1	平成31年 2月 1日
新田たいし後援会	中 島 将	代 表 者	中 島 将	白 戸 栄 夫	平成31年 2月25日
幸福実現党松山南後援会	水 沼 善	会 計 責 任 者	濱石 昭	谷 村 耕治郎	平成31年 3月 5日
幸福実現党愛媛県本部	白 石 則 廣	代 表 者	白 石 則 廣	岡 周 平	平成31年 3月 7日
明るい愛媛をつくるみんなの会	和 田 宰	代 表 者	和 田 宰	川 原 光 明	平成31年 3月19日
		会 計 責 任 者	和 田 宰	川 原 光 明	
戒能潤之介後援会	秀 野 隆 昭	代 表 者	秀 野 隆 昭	佐々木 寅 義	平成31年 3月19日
向田まさひろ後援会	米 井 富 春	会 計 責 任 者	門 田 弥	山 本 直 樹	平成31年 3月21日
宇和島医師連盟	増 田 潤	代 表 者	増 田 潤	鳥 瀬 公 一	平成31年 3月26日

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成31年 4月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
栗原ひさこ後援会	西岡忠志	平成30年12月1日
あさのたいがん後援会	森 昇	平成31年2月28日
築山伸一後援会	築山伸一	平成31年3月22日
三好きよのり味生まちづくり塾	三好清典	平成31年3月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成31年4月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
築山伸一	築山伸一後援会	平成31年3月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成31年4月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

(1) 平成30年分

ア その他の政治団体

政治団体の名称 **あさのたいがん後援会**

報告年月日 H31.3.15

1 収入総額 0円
2 支出総額 0円

政治団体の名称 **三好きよのり味生まちづくり塾**

報告年月日 H31.3.26

1 収入総額 0円
2 支出総額 0円

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成31年4月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

政治団体の収支報告書の要旨

第17条関係

(1) 平成30年中解散に係るもの

ア その他の政治団体

政治団体の名称 **栗原ひさこ後援会**

報告年月日 H31.3.26（H30.12.1解散）

1 収入総額 0円
2 支出総額 0円

(2) 平成31年中解散に係るもの

ア その他の政治団体

政治団体の名称 **あさのたいがん後援会**

報告年月日 H31.3.15（H31.2.28解散）

1 収入総額 0円
2 支出総額 0円

政治団体の名称 **築山伸一後援会**

報告年月日 H31.3.22（H31.3.22解散）

1 収入総額 0円
2 支出総額 0円

政治団体の名称 **三好きよのり味生まちづくり塾**

報告年月日 H31.3.26（H31.3.22解散）

1 収入総額 0円
2 支出総額 0円